

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成 29 年 6 月 9 日

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
九州シンクロトロン光研究センター
業務執行理事 平井 康晴

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 調達物品の名称及び数量 | マスターオシレータ 一式 |
| (2) 調達物品の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 納入期限 | 平成 29 年 9 月 29 日 (金) |
| (4) 納入場所 | 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
(佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地) |

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
九州シンクロトロン光研究センター
総務課 電話 0942-83-5017

3 入札参加資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止の処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、一般競争入札参加申込書及び関係資料等を、平成29年6月16日（金）午後5時までに上記2の部局に提出すること。
- (2) 入札者は、提出した関係資料等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (3) 一般競争入札参加申込書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。
- (4) 提出方法
郵送、又は持参すること。

5 入札参加資格の確認

上記4で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。入札参加資格の確認結果は、平成29年6月23日（金）までに通知する。

6 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けたとき。
- エ 自己又は自社の役員等が3(6)のアからキまでのいずれかに該当する者であること、及び3(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- オ その他本件委託契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

7 入札書の提出場所等

- (1) 契約内容を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所
上記2の部局
- (2) 入札説明書等の交付方法
平成29年6月9日（金）から同年6月16日（金）までの日（佐賀県の休日に

関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記(1)において交付する。また、希望者には個別にメール等で交付を行う。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 平成 29 年 6 月 27 日（火）午前 10 時

イ 場 所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター 2 階セミナー室 B

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 入札に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

8 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に 2 の部局へ確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除（佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 2 号に準ずる）

(2) 契約保証金

免除（佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号に準ずる）

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

(5) 入札書の金額を訂正したものを提出した者

(6) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

(7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

- (8) 一人で2以上の入札をした者
- (9) 代理人でその資格のない者
- (10) 上記に掲げる者のほか、競争に関する条件に違反した者

11 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止とする。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

12 契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない財団職員にくじを引かせるものとする。